情報通信審議会　　電気通信事業政策部会
電話網移行円滑化委員会（第１７回）議事録

１．日時　平成 28 年 7 月 28 日（木）　13：58～16：07

２．場所　総務省 11 階　第３特別会議室

３．出席者

①　電話網移行円滑化委員会構成員

山内　弘隆 主査、池田　千鶴 委員、井手　秀樹 委員、内田　真人 委員、大谷　和子 委員、北　俊一 委員、関口　博正 委員、長田　三紀 委員、三友　仁志 委員（以上、９名）

②　総務省

富永総合通信基盤局長、巻口電気通信事業部長、秋本総合通信基盤局総務課長、竹村事業政策課長、安東事業政策課調査官、堀内事業政策課企画官、影井事業政策課課長補佐、宮野事業政策課課長補佐、藤野料金サービス課長、内藤料金サービス課企画官、柳迫料金サービス課課長補佐、三田データ通信課長、萩原電気通信技術システム課長、徳光消費者行政第一課長、湯本消費者行政第二課長、廣重番号企画室長、神田番号企画室課長補佐

４．議題

（１）　公正な競争環境の確保について

（２）　その他

○山内主査　　どうも皆さんお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻よりちょっと早いんですけれども、皆さんおそろいのようでございますので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会の第１７回会合を開催させていただこうと思います。

まず、きょうの出席状況ですけれども、本日は相田委員、石井委員、酒井委員がご欠席ということになっております。

それでは、まず事務局から配付資料の確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○宮野事業政策課補佐　　それでは、配付資料の確認をいたします。議事次第に記載しておりますとおり、本日の配付資料は資料１７－１から１７－５、合計５件となっております。過不足等ございましたら、事務局までお願いいたします。よろしいでしょうか。

また、本日はワイヤレスマイクを使用いたします。ご発言後は、ハウリングを防止する観点からスイッチをお切りいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○山内主査　　よろしくお願いします。

それでは、議事ですけれども、それに先立ちまして、６月１５日に開催されました前回の委員会以降、総務省の内部で人事異動がございました。これを事務局からご紹介をお願いしたいと思います。

○宮野事業政策課補佐　　では、前回の委員会以降、新たに着任いたしました者を紹介いたします。

富永総合通信基盤局長でございます。

○富永総合通信基盤局長　　どうぞよろしくお願いいたします。

○宮野事業政策課補佐　　巻口電気通信事業部長でございます。

○巻口電気通信事業部長　　よろしくお願いいたします。

○宮野事業政策課補佐　　秋本総務課長でございます。

○秋本総務課長　　引き続きよろしくお願いいたします。

○宮野事業政策課補佐　　竹村事業政策課長でございます。

○竹村事業政策課長　　よろしくお願いいたします。

○宮野事業政策課補佐　　安東事業政策課調査官でございます。

○安東事業政策課調査官　　よろしくお願いいたします。

○宮野事業政策課補佐　　影井事業政策課課長補佐でございます。

○影井事業政策課課長補佐　　よろしくお願いいたします。

○宮野事業政策課補佐　　藤野料金サービス課長でございます。

○藤野料金サービス課長　　藤野です。よろしくお願いいたします。

○宮野事業政策課補佐　　廣重番号企画室長でございます。

○廣重番号企画室長　　よろしくお願いいたします。

○宮野事業政策課補佐　　神田番号企画室課長補佐でございます。

○神田番号企画室課長補佐　　よろしくお願いいたします。

○宮野事業政策課補佐　　三田データ通信課長でございます。

○三田データ通信課長　　よろしくお願いいたします。

○宮野事業政策課補佐　　荻原電気通信技術システム課長でございます。

○荻原電気通信技術システム課長　　よろしくお願いいたします。

○宮野事業政策課補佐　　徳光消費者行政第一課長でございます。

○徳光消費者行政第一課長　　よろしくお願いいたします。

○宮野事業政策課補佐　　湯本消費者行政第二課長でございます。

○湯本消費者行政第二課長　　引き続きよろしくお願いいたします。

○宮野事業政策課課長補佐　　そして私、事業政策課課長補佐宮野と申します。よろしくお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思いますけれども、議事次第をご覧いただきまして、きょうの議題は「公正な競争環境の確保について」ということになっております。この内容ですけれども、まずは「通話料市場の競争について」、もう一つ「番号ポータビリティの扱いについて」、この２つの内容で議論をしたいと思います。

なお、昨日、情報通信行政・郵政行政審議会で扱われました「平成２８年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定について」というものがございます。それから、「ＮＧＮにおける優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドルについて（省令改正案）」、この２つがございます。これを参考説明ということで、後ほど行ってまいるという予定にしております。

それでは、それぞれについて事務局からご説明をいただいて、それから議論したいと

思います。

まずは事務局から資料１７－１「公正な競争環境の確保について」及び資料１７－２「通話料市場の競争について」、ご説明を願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安東事業政策課調査官　　それでは、資料に基づきましてご説明差し上げます。まず、資料１７－１をお開きください。

１ページ目をお願いいたします。本日は「公正な競争環境の確保について」と題しまして、議論させていただきます。前回の委員会の資料においては、ＮＴＴのＰＳＴＮの役割として３つの役割を整理しております。そのうちの真ん中の②競争基盤の提供というところにございますマイライン機能、中継選択機能、片方向番ポに関する議論でございます。

２ページ目をご覧ください。検討項目の概要として、前回の委員会でお示ししたペーパーでございます。この中で、今回は（４）公正な競争環境の確保のうち、先ほど申しました番号ポータビリティ、マイライン機能の扱い、通話料市場（中継電話・国際電話）の競争に関する議論でございます。また、参考といたしまして、先ほどご紹介がありました加入光ファイバ接続料、ＮＧＮのオープン化諮問についてのご説明を差し上げる次第でございます。

次、３ページをお開きください。この議論に先立ちまして、参考までに、今回議論になっておりますメタル電話、メタルＩＰ電話、光ＩＰ電話のサービス提供形態と競争環境について、競争事業者から見た概念的な図を簡単に整理させていただきました。

左側のメタル電話のサービス提供形態でございますが、こちらはドライガッパなどを使いながら、ＡＤＳＬ、直収電話、また本日、議論がございますマイライン選択機能を使ったサービスそれぞれが、競争環境の整備により、個別に提供することが可能な状況になってございます。

これに対しまして、マイグレーションの行く先として考えられております右の囲みの光ＩＰ電話網のサービス提供形態を概念で示したものでございます。こちらにつきましては一般的に、ブロードバンドサービスと電話の基本料サービス、通話料サービスが一体として提供されている状況でございます。この点、光ファイバを借りて、競争事業者がブロードバンドサービス、電話サービスを提供することとなるケースもございますが、その場合でも、一体としてサービスを提供しているところがございます。後ほど参考で

ご説明をさせていただきますＮＧＮ機能のアンバンドル、優先パケット識別機能などにつきましてのアンバンドルが実現する場合に、この一体的なサービスに個別の提供が出てくる可能性がございます。

また、真ん中の囲みでございますが、メタルＩＰ電話のサービス提供形態につきましてはまだ詳細がわかりませんので、「？」をつけております。直収電話、ＡＤＳＬの部分は同じでございますが、今回、ＮＴＴ東日本・西日本よりマイラインの代替機能としてメタルＩＰ電話の通話サービス卸、中継選択などの提案が出ておりますが、この提供条件によっては、左側のメタル電話のサービス提供形態と同様に、個別のサービスを提供することが可能となるのかどうかという点を、模式的に書かせていただいているところでございます。もし後ろの資料の中で不明点がございましたら、こちらの絵に戻りながらご参照いただきたいと思っております。

続きまして、資料１７－２をご覧ください。「通話料市場の競争について」ご説明を申し上げます。

まず、１ページ目をご覧ください。ＮＴＴ東西の昨年１１月に発表した構想、また７月のヒアリングにおける考え方をまずご紹介させていただきます。

ヒアリングにおきましては、ＮＴＴにおいては固定電話の需要が減少していること、また各事業者がみずからＩＰ網を構築し、トータルでＩＰ電話サービスを提供していること、直収／ＩＰ電話間の競争に今後移行していくこと、全国一律通話料が主流のＩＰ電話で細分化された距離区分ごとの競争にはなじまないという理由を述べた上で、移行後のＩＰ網に「マイライン機能」を具備しないという説明をされております。

その上で、「中継選択機能」につきましては、００ＸＹ番号ルーティングによる事業者選択を、引き続き提供が可能であること、さらに事業者からの要望があれば、「メタルＩＰ電話の通話サービスの卸提供」も検討するという点を、ヒアリングで表明しております。この点を踏まえて、今後の議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、まず「マイライン機能」の扱いについてでございます。３ページ目をご覧ください。まずはマイラインの概要を簡単にご説明申し上げます。

ＮＴＴ東日本・西日本のメタル電話ユーザーが、事前に登録することで、事業者識別番号をダイヤルしなくても、区分ごとに中継事業者を選択できるサービスとして２００１年に導入されております。現在は、右の表にございます９社が提供しております。

このマイラインを考える上で押さえておきたい点は、右の下の四角の２点でございま

す。まずは利用者利便の確保の観点。こちらは事業者識別番号をダイヤルしないために、利用者が簡単な手続で中継事業者を選択した電話サービスを利用できるという点でございます。また、２つ目は公正競争条件整備の観点でございます。ＮＴＴと他の中継事業者でダイヤル桁数が同じになるという点で、提供条件の公平性が図られる。この２点をマイラインの制度の中で役割として押さえておきたいと思います。

４ページをご覧ください。マイラインの接続構成のイメージでございます。下の図のようにＰＳＮＴをつなぐ中継網を競争事業者が担うことで、独自の通話料サービスを提供するものでございます。

続きまして、５ページ目をご覧ください。マイラインの区分ごとの登録数の推移でございます。ピーク時（２００３年度)、左の赤枠でございますけれども、１億７，３００万件余りに比べて、現在２０１５年度末で５９％の減、７，１４２万件になってございます。参考までに、２００４年にＮＴＴ東日本・西日本のメタル回線（ドライカッパ）の音声電話向けアンバンドル提供が開始されたことにより、エンド・エンドのサービス競争が開始されているところが、１点影響しているところと考えられます。

６ページをご覧ください。現在のマイラインの事業者と区分ごとの登録状況を整理いたしました。９社の中で、一番上のＮＴＴコミュニケーションズは市内通話が市外通話の３分の１、県外、国際の約８割以上を占めており、最大でございます。そのほかＮＴＴ東西、ＫＤＤＩ、ソフトバンクと、ある程度のユーザー数を抱えている事業者が続いてまいります。

続きまして、７ページをご覧ください。主な固定電話サービスの通話料についてでございます。通話料は距離区分、着信先に応じて設定されております。例えば下の表の左から２つ目の「ソフトバンクおとくライン」をご覧いただきますと、区域内で３分７．８９円、青い県間で３分１４．９円、オレンジ色の携帯向けで３分７５円ということになってございます。他方で、０ＡＢ－ＪＩＰ電話発の通話につきましては、国内の距離区分は設けられておらず、通話料は一律となっております。このグラフの右の３つでございますが、例えばＫＤＤＩの「ａｕひかり」をごご覧いただきますと、３分８円という棒グラフが３つ続いております。

８ページ目をご覧ください。マイラインの通話料についてご紹介をいたします。まず、ＫＤＤＩとソフトバンクの濃いオレンジ色をご覧ください。こちらにつきましては区域内８．５円、区域外につきましては距離ごとに料金が段階的に設定されております。こ

の点、白い上の欄のＮＴＴコミュニケーションズの料金体系と同じ状況でございます。

次に、一番下の楽天コミュニケーションズでございますが、こちらはマイラインとして区域内、区域外一律の２０円という料金設定をしております。ＮＴＴコミュニケーションズのプラチナラインにつきましては、市内など４区分全部が加入することを前提としておりますが、県内、県間で料金が一律になっている状況でございます。

続きまして、９ページ目、マイラインの利用形態でございます。マイラインにつきましては、個人向けサービスのほか、法人向けサービスについて多様な形態で利用されている状況でございます。１つだけ例をご紹介しますと、この４つのうち右下の図でございます。例えば本社１社、支店が１０社あった場合に、９社に関しては自社のメタル回線で通話を設定できるという場合に、１社だけエリア外というケースが生じた場合、加入電話に対してマイラインを設定することで、本社・支社の通信回線を一体で提供するという法人向けサービスを展開している事業者がいるということで、多様な形態で利用されている状況がございます。

１０ページ目でございます。マイラインに係る接続料の推移としております。マイラインは、利用する競争事業者がＮＴＴに払う接続料に関しましては、左上のグラフのとおり、上昇傾向にございます。また、マイラインは登録、また変更のために８００円の登録料、変更料を払うことになりますが、その有料登録受付区分数が右下の赤いグラフでございますが、近年、減少傾向にございまして、直近では二、三万件の推移でございます。大きな変更というのは生じていない状況でございます。

１１ページをご覧ください。「マイライン相当機能」の開発のイメージを事務局で簡単にまとめさせていただきました。３つ整理をしております。

まず１つは、マイラインの相当機能をＩＰ網に実装する場合にどういう機能が必要になるのか。２つ目は、ＮＴＴが代案として示している００ＸＹ番号手回しによる事業者選択の実現のための機能の開発はどういうものか。３点目も代案として示しておりますメタルＩＰ電話（通話）卸の実現のための開発でございます。

①につきましては、０３番号などの通常の発信を行うことに対して、まずマイライン相当機能の受付センターを置いて、そこで事前に登録を受け付ける。さらには、それをオペレーションセンター、ＯＰＳと書いてある装置にデータを入力する。０３番号などで上がってくる発信呼について、ＳＩＰサーバーでこれがマイライン登録されている発信呼なのかどうかを、オペレーションセンターと確認し合う。もしそれがマイライン登

録されているのであれば、そのマイライン番号００ＸＹを付番して関係の事業者のほうへルーティングしていく。そういう機能が必要になってまいります。

②の００ＸＹ番号手回しの場合は、００ＸＹ番号がもともと付番されて発信されてきますので、これをサーバーが認識して、適切にルーティングを行う機能を開発する必要がある。

③のメタルＩＰ電話（通話）卸につきましては、基本的に通話の流れはＮＴＴ内に閉じますので、その通話卸の回線を管理、識別するオペレーションシステムの開発が必要になるということで、それぞれ開発のボリューム内容が変わってくるものでございます。

こうした点を踏まえまして、今回のマイライン機能の検討の視点を３点ほど整理させていただいたものが１２ページでございます。１点目はマイライン機能が果たしてきた競争政策上の役割、２点目として現状のマイライン機能への評価、３点目として今後のＩＰ網におけるマイライン機能（又は相当する機能）が果たすべき競争政策上の役割と利用者への影響でございます。順次、論点をお示ししていきたいと思います。

まず、１３ページをご覧ください。マイラインが果たしてきた政策上の役割でございます。黄色い枠の２ポツ目でございますが、冒頭でもご紹介しました事業者識別番号をダイヤルしないため、利用者が簡便な手続で中継事業者を選択していくという、ユーザーによる事業者選択可能性を担保する「利用者利便の確保の観点」が１つございます。また２点目として、ＮＴＴと他の中継事業者でダイヤルの桁数が同じであるため、提供の条件の公平性が図られるという「公正競争条件の整備の観点」、その２点から役割が認められるとしております。その結果、制定当初、新規参入または料金の低減化を進める役割も果たしてきたとしております。

主な意見のポイントでございますが、２ポツ目、ＫＤＤＩからは、メタルＩＰ電話においても「通話料競争（中継事業者の選択）」、また「利用者利便（識別番号をダイヤルすることなく区分ごとに別の事業者選択可能）」という点は確保されるべきという意見がございます。

他方で、３ポツ目、ＮＴＴコムからは、固定電話は今後大きく減少し、ＩＰ網への移行は距離に関係ない料金体系となることが想定、マイラインのような競争の意味はなくなるとしております。

そのほか、４ポツ目でございますが、楽天コムからは、マイラインにより、独自サービスや割引サービス等が提供できたという点。また、楽天コムについては、公正競争上

の大きな問題という点を指摘されております。

１４ページ目でございます。マイライン機能への評価につきましては、先ほどまでご紹介しました各種データと同様な内容を書いておりますので、説明は省略いたしますが、一番下のポツで、このような状況下におきまして、ＩＰ網への移行にあたり、マイライン機能について、どう考えるかというふうにさせていただいております。

１５ページ目、主な意見でございます。まず１ポツ目のＮＴＴでございますが、全国一律通話料が主流のＩＰ電話で、距離区分ごとに事前登録を争うマイライン競争はなじまない。ＮＴＴ東西のメタルＩＰ電話において、特別な競争を導入する必要はないとしております。

それに対して楽天コム、ＱＴＮｅＴにおいては、固定電話市場の競争環境を維持するためにマイライン機能は必要。ＫＤＤＩにおいても、継続することを前提とした議論が必要としております。またあわせて、マイラインがなくなると、ＮＴＴ東西の加入電話ユーザーとのタッチポイントを失う。また、ＮＴＴが市場支配力をさらに強めることを懸念という意見が出ております。

４ポツ目のソフトバンクからは、サービス廃止の是非だけでなく、代替サービスの提供の可否も含めて検討が必要という意見がございます。

一番最後のポツの楽天コムからは、マイラインで実現されている事業者選択による競争は維持されるべきという意見が出ております。

次に、１６ページ、視点③として移行後のＩＰ網におけるマイライン機能（又は相当する機能）が果たすべき競争政策上の役割と利用者への影響をまとめております。

１ポツ目でございますが、現在のＩＰ網においては、距離に依存しないサービス、また中継事業者のネットワークを介することのないサービスが中心、今後、ＰＳＴＮからＩＰ網への移行やＩＰ網のオープン化に伴い、競争環境に変化が生じる可能性がある。こうした中、移行後のＩＰ網におけるマイライン機能（又は相当する機能）について、どう考えるかとしております。

２ポツ目におきましては、マイラインの登録数は減少を続けておりますが、依然７，１４２万件登録がございます。また、先ほどご紹介したように、マイラインを顧客基盤としてさまざまなサービスを提供している事業者がおります。そのほか、契約変更、費用負担などの一定の対応が必要となる場合もございます。その点、現行のマイラインに何らかの変更が生じることとなる場合は、「公正競争条件整備」及び「利用者保護」の

観点から、十分な対応をとる必要があると考えるがどうか、としております。

さらに、ＩＰ網への移行後においても、利用者が事業者を変更した場合、桁数を変更せずにもとの電話番号を使用できることを、どう担保するのかという点を挙げさせていただいております。

主な意見につきましては、公正競争環境整備と利用者保護に分けてご説明をいたします。

まず、公正競争環境に関しましては、１ポツ目、ＮＴＴでございますが、ＩＰ網への移行後も００ＸＹ番号によるルーティング機能を用いた事業者選択とメタルＩＰ電話の通話の卸サービスにより、引き続き、他事業者の通話サービスを利用可能と。仮にマインライン機能を具備する開発を行う場合は、本機能を要望する事業者が開発費用等を全額負担する整理が必要という主張をしております。

これに対しまして、ＫＤＤＩ、ＱＴＮｅＴ、楽天コムはおおむね同じ主張でございますが、マイライン機能を具備する場合のコストを明らかにするべきというご主張でございます。

次、１７ページでございますが、利用者保護の観点でございます。ＮＴＴからは、２ポツ目、メタルＩＰ電話の通話サービスの卸提供は、事業者識別番号００ＸＹをダイヤルすることなく卸先事業者のサービスが利用可能であるという点を説明しております。

これに対しまして４点目、ＮＴＴコムからは、マイライン利用者のニーズは残ると思われるが、事業者識別番号をダイヤルすることによる中継選択や通話サービス卸で対応できると考えるという意見が出ております。

他方で、６ポツ目でございますが、ＫＤＤＩからは、利用者側で特に新たな契約をせずとも、区分ごとに選択していた事業者のサービスをそのまま継続して受けられることが重要という視点がございます。

続きまして、１８ページ目、同じく視点③の続きでございますが、ＮＴＴが提案している代案２つについての検討でございます。

まず１つ目は、「００ＸＹ番号ルーティングによる事業者選択は引き続き提供可能」という点に関しまして、ポツの１つ目で、ダイヤル桁数が同じであるため、提供条件の公平性が図られるという「公正競争条件整備」の観点、また利用者が事業者選択をできるという点での「利用者利便の確保」の点から、代替する機能・サービスとしてどう考えていくのかという点を挙げさせていただいております。

事業者の主な意見につきましては、１点目、ＮＴＴより、００ＸＹ番号によるルーティング機能を用いた事業者選択をＰＢＸやビジネスホン等に登録することなどにより、他事業者の通話サービスを利用可能としております。

これに対しまして、３ポツ目、ＫＤＤＩにつきましては、利用者側で特に新たな契約をせずとも、区分ごとに選択していた事業者のサービスをそのまま継続して受けられることが重要、具体的には「みなし加入」等の具備についても検討すべきとしております。

ＱＴＮｅｔ につきましては、００ＸＹを最初にダイヤルすることについては、桁数の同等性による提供条件の公平性が担保されていないという意見がございます。

１９ページ目でございます。もう一つの代案でございますメタルＩＰ電話の通話サービスの卸提供についてですけれども、これはマイラインを代替する機能・サービスとして考えた場合に、「公正競争条件整備」及び「利用者保護の観点」から、どのような提供条件が必要かとしております。

主な意見につきましては、まずＮＴＴの１ポツ目でございます。卸提供の具体的な条件については今後要望を踏まえて検討する。不当な取引制限や優越的地位の乱用等にあたらないよう、契約条件の適正性を確保していくとしております。

２ポツ目でございます。他方、ＫＤＤＩより、メタルＩＰ電話の通話サービスを卸役務として相対取引により提供することになると、提供条件が不透明になり、公正な競争が阻害される可能性があるとしております。ソフトバンクにおいても、同様の意見がございます。

また４ポツ目、楽天コムでございますが、卸料金については個別交渉によるものではなく、総務大臣への届け出または認可料金の対象とすべきという意見が出ております。

以上がマイラインに係る検討の視点までのご紹介でございます。

続きまして、２０ページ以降、中継選択機能に関しましてご説明を申し上げます。

２１ページをご覧ください。現在のＰＳＴＮにおきましては、法人ユーザーの利用形態に応じた着信課金サービスなど、さまざまな高度電話サービスが提供されております。下記に書きました代表的な５点でございますが、そのうちの１つ目の①②が００ＸＹ付加サービスでございます。現在、指定事業者は１２社ということで、さまざまなサービスを提供しているところでございます。そのほか、０１２０の着信課金、またテレドームという商品名もございますが、大量呼受付サービス、またナビダイヤルが有名でございますが、全国統一番号サービスなどがそれぞれ高度電話サービスとして提供されてい

るところでございます。

２２ページをご覧ください。今回、事業者識別番号等を用いたサービスにつきまして、事業者間の意識合わせの場という事業者同士の技術、運用ＩＰ網の移行にあたり、必要な技術、運用を話し合う場において、ＮＴＴ東西より０ＡＢ０サービス、下記の③から⑤の着信課金大量呼受付サービス、全国統一番号サービスの実現方式を検討しているという説明がなされております。この仕組みを用いれば、①②の国内中継サービス、国際電話サービス、００ＸＹ付加サービスについても実現が可能であるという提案がなされているところでございます。

続きまして、２３ページでございますが、固定電話サービスの料金設定権をご紹介させていただきます。マイライン、中継選択、国際電話につきましては、各料金設定権者のうち、緑と青で書いてございます中継事業者、国際事業者がそれぞれ料金設定権を保有しております。

この関係で２４ページをご覧いただきますと、加入電話発・携帯電話着の通話につきましては、中継事業者が入る場合については中継事業者が料金設定権を持つことになりますけれども、その場合にこの下の表の、まずＮＴＴ東日本からドコモ、ａｕ、ソフトバンクに着信する場合の料金がそれぞれ３分６０円、９０円、１２０円とございますが、その下の中継事業者を選択した場合の、例えば３つ目のＫＤＤＩをご覧いただきますと、それぞれドコモ、ａｕ、ソフトバンク全て４９．５円ということで、中継事業者を選択した場合、設定料金が定額になるという点がございます。

このような技術をご紹介した上で、中継選択機能の検討の視点として、以下の２点を２５ページのとおり整理をさせていただきました。１つは事業者識別番号を用いた中継選択機能（中継電話・国際電話）が果たしてきた競争政策上の役割、また現状の評価、もう１点が移行後のＩＰ網における中継選択機能の競争環境と利用者への影響でございます。

２６ページをご覧ください。まず、１点目の競争政策上の役割と現状の評価でございます。

２ポツ目にございますとおり、中継選択事業者を選択した電話サービスを利用できるという「ユーザーによる事業者選択可能性を担保する利用者利便の確保の観点」という役割が認められます。その結果、制度制定当初は、新規参入を促進し、通話料の低廉化を進める役割を果たしてきたと考えられます。また、先ほどご紹介したとおり、固定

発・携帯着の中継選択を利用した場合の料金設定が、固定発・携帯着の直接の発着よりも低廉な料金になっている事実もございます。

以上を踏まえて、中継事業者を選択可能とする機能及びこれが果たしてきた通話料の競争環境については、移行後のＩＰ網においても確保される必要性についてどう考えるかとしております。

２７ページをご覧ください。主な意見でございます。

まず、競争政策上の役割につきましては、ＮＴＴより、音声サービスの競争構造が大きく変化している。他方で事業者を選択したいというユーザー利便の確保は、ＩＰ網への移行後についても必要であり、そのため、今後も００ＸＹ番号によるルーティング機能を用いた事業者選択を引き続き提供するとしております。そのほかＫＤＤＩ、ソフトバンク、ＱＴＮｅＴ、楽天コム、フリービットそれぞれ意見が出ておりますが、基本的には中継選択機能の確保・維持について同様の意見が出ております。

２８ページをご覧ください。中継選択機能の必要性という点でございますが、１点目、ＮＴＴより、ＩＰ網への移行後も００ＸＹ番号によるルーティング機能を用いた事業者選択とメタルＩＰ電話の通話の卸サービスにより、引き続き、他事業者の通話サービスが利用可能であるとしております。

２ポツ目のＫＤＤＩからは、「継続性」を重視すべきという点で、「みなし加入」などの具備についても検討すべきという指摘がございます。

４ポツ目のＮＴＴコムにおいても、中継選択機能についてはＩＰ網移行後も一定の利用者の需要が見込まれる００ＸＹ系サービス、例えば００３３モバイルなどで利用しているため、利用者保護の観点から継続が必要ということを主張しております。

最後のポツでございますが、ＱＴＮｅＴより、まずはＮＴＴ東西が事業者のコスト負担などを提示する必要があるというご主張もございます。

続きまして、２９ページでございます。移行後のＩＰ網における競争環境と利用者への影響でございます。ＮＴＴ東西においては、００ＸＹ番号ルーティングによる事業者選択は引き続き提供可能としておりますが、以下の３点について確認をしたいと思います。

１点目は、事業者及び利用者にとって、現在のＰＳＴＮで提供されている中継選択機能の仕組みと何ら変更なく提供されることとなると考えてよいかという点でございます。２点目は、この機能を実装する場合、どのような追加的な開発が生じると見込まれるの

か。また、中継事業者等への追加的な負担は生じることとなるのかという点でございます。３点目は、移行後のＩＰ網にこの事業者選択機能を実装する場合、実装の範囲が光ＩＰ電話まで利用可能性があるのかどうかという点でございます。この点についてどう考えるのかという３点をまとめさせていただきました。

３０ページは、この視点に関する主な意見でございます。

２つ目の四角の国際電話の関係でございますが、ＮＴＴコムより、国際電話については、メタルＩＰ電話を利用したいお客様にとっては、任意の国際電話事業者を選択したいというニーズは残ると思われるが、００ＸＹをダイヤルすることによる中継選択や通話サービス卸等で対応可能であり、また、端末に事業者識別番号を事前設定したり、卸サービスを選択することで、ユーザーがその都度ダイヤルすることなく利用可能というご意見がございます。

また、下から２つ目のポツ、追加的な負担の観点で申しますと、ＫＤＤＩより、今回のＩＰ網への移行が基本的にＮＴＴ東西の設備更改であることも踏まえれば、原則ＮＴＴ東西の負担で「中継選択機能」を継続することを前提とした議論を進めるべきという意見がございます。

最後のポツで、ＱＴＮｅＴより、このルーティングによる事業者選択では、ダイヤル桁数の同等性による提供条件の公平性が担保されないというご指摘がございます。

最後に３１ページでございます。光ＩＰ電話での利用可能性についてのご意見でございます。

１ポツ目、ＮＴＴより、メタルＩＰ電話では００ＸＹ番号によるルーティング機能を具備していく考えだが、ひかり電話では本機能を具備していない。他事業者のＩＰ電話については、００ＸＹ番号による中継選択による中継事業者の料金設定を許容していない中、ＮＴＴ東西のひかり電話だけ認める必要はないという主張をしてございます。また、ＩＰ網の世界では、各事業者がみずからＩＰ網を設定・構築し、トータルでＩＰ電話サービスを提供し、競争しているという観点からも、特別な機能を導入する必要はないという意見でございます。

他方、３ポツ目のＫＤＤＩについては、ＮＴＴ東西のＰＳＴＮに具備されている機能については、ひかりＩＰ電話においても具備すべきという意見がございます。

４ポツ目でございますが、ソフトバンクからは、ひかりＩＰ電話上ではマイライン同等の競争環境を整備するために、ＮＧＮのアンバンドル・機能開放による接続メニュー

が重要であるというご主張がございます。

ＮＴＴコムからは、ＮＴＴ東西のひかり電話に新たに中継選択機能、マイラインを具備する必要はないというご主張がございます。楽天コムは、逆に具備する必要があるというご主張でございます。

以上、長くなりましたが、通話料市場の競争について、事務局から説明を終わらせていただきます。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

それでは、今お話がありましたように、通話料市場についての議論をしたいと思います。ご意見あるいはご質問でも結構ですが、まずご意見のある方にお願いしたいと思いますけれども、いかがでございましょう。どなたもいらっしゃいませんか。それでは三友先生。

○三友委員　　最初に発言させていただきます。先ほどご説明いただいた中で、２９ページに３つの疑問が書かれております。これについて、まず我々は知っておかなければならないかなと思い、コメントさせていただきます。

３つのそれぞれが大事だと思いますが、この議論をするときに議論の目的といいますか、方向性を失ってしまって、メタルＩＰ電話だけの議論に徹してしまうと、非常に方向感のない議論をせざるを得なくなってしまいます。将来の方向として、最初にいただいた１７－１の資料の３ページにあります、一番左がメタル電話のサービス提供形態の現状だとすれば、ここによって実現されている競争環境を維持することが目的なのか、あるいは一番右にある光ＩＰ電話のサービス提供形態において実現されるような状況、これを実現することを目的とするのか、その辺のところをきちんと整理しておく必要があります。何となく真ん中のところだけ議論していると、右でもなく左でもなくという議論になりがちです。

ですから、２９ページに戻りますと、３番目に移行後のＩＰ網に事業者選択を実装する場合に、例えば光ＩＰ電話の中でもこういうものを実現すべきなのかということをまず最初に考えておかないといけません。当初の目的からすると、一番右の光ＩＰ電話のサービス提供というのが、これまで志向してきた形態であるわけですから、これにいかに早期に移行するかという方向性を考えていかなきゃいけないのではないかと思います。

○山内主査　　ありがとうございます。それでは、北先生、どうぞ。

○北委員　　私も今の三友先生のご意見と同じでして、それに加えて具体的にという意味

では、例えばマイライン相当機能であれば、新たに事業者選択のための開発が必要となる。手回しでやる場合でも、あるいはメタルＩＰ電話を卸でやるにしても、いずれにしても開発コストがかかる。それらのコストを明らかにしないと比較できないということは、各事業者さんからもご意見が出ています。競争状況はどう変わるのか、ユーザー利便がどう変わるのか、光ＩＰ電話へ移行する上でどうなのか、そのまま活用できるのか、さらに新たな開発が必要なのか。つまり、最終ゴールに向かう上での暫定解としての開発が本当に合理的なのかをしっかりと表のような形で比較・検討していくことが必要ではないかと思います。

それから、これは私の勉強不足で、調べればわかることだと思いますが、００ＸＹ番号を端末に記憶させる、端末に番号を事前設定する、ＰＢＸやボタン電話装置に登録すればできる、というご意見がありますが、現存する家庭用電話器及び法人向けのボタン電話装置やＰＢＸ等に、そのような機能が具備されているのか。我が家にも電話はありますが、どんな機能がついているか全然分かりません。多分いろんな機能がついていると思います。そのような機能が日本中に設置されている電話装置に具備されているのであれば、そういった選択肢はあるのか。あったとしても、番号を設定してもらう作業が必要になりますが、これで済むんだったら、高いコストをかけて開発する必要はないのではないかと。調べればわかることなので、お伺いしたいと思います。

○安東事業政策課調査官　　北委員おっしゃるとおり、現状、ＰＢＸに入力することは可能でございますが、これも入力という手続が必要になってございます。端末に関しましては、一般的にはこの機能がついているもの、ついてないものがございますので、今ご家庭にある機能に関しまして、端末についてはおそらく、特段それを買い求めない限りはついてないのではないかと思いますから、こういうことをする場合においては、００ＸＹを事前登録できる機器を買い求めて入力するという作業が必要になってまいります。具体的な点はもう少し確認をさせていただきたいと思っております。

○北委員　　今、アルファＬＣＲの装置を配るという。

○藤野料金サービス課長　　かつてはＬＣＲというので、端末の機能で一番安いところはどこだというのを選んでもらって、００ＸＹをダイヤルするというのが盛んに行われた時期があったと思うんですけれども、それは事業者側に非常に費用負担がかかるというのもあって、交換機において番号を付してもらう。その前に登録をする。それがマイラインだったんです。それだけが要因じゃないですけれども、競争政策上の要因もあった

と思うんですけれども、その意味でマイラインを行っていったと思うんです。

今、三友先生と北先生からご指摘がありましたように、結局のところ、光ＩＰになったときにどういう最終形を見ていくのかというのを考えないと。その中間過程ばかり話してもしようがないと思うんです。なので、これは光ＩＰの話なのか、メタルＩＰの話なのか、出てきている意見もちょっとごっちゃになっているところがあるような気もしますので、そこはちょっと整理していきたいと思うんですが、最終的には００ＸＹはこれからもやっていくのか、やっていかないのか。ＩＰも光ＩＰ電話、これから中継電話が生じないかというと、生じないとも言えないと思うんです。

後でちょっとご紹介しますけれども、そういうことをある程度前提にしたようなアンバンドル機能を実現するような省令改正を昨日の事業部会で提案させていただいたので、そういったことも念頭にしていかなくちゃいけないのかと思うんです。

００ＸＹは最終的にはだんだん要らなくなっていく、あるいはそれを自動的に付加するようなマイラインも要らないんだとなればというか、それはこういった代替機能、あるいは必要性がなくなったという事実において要らないというのであれば、メタルＩＰ電話の中で今ある人々をどう拾っていくかというのが次の段階の話になるかなという気もするんです。

なので、光ＩＰ電話最終形において、マイラインあるいは００ＸＹが要るのか要らないのか。それがなかったとして大丈夫なのかということをまず検討しなくちゃいけないのかなというのは、そういうことかなという気がいたします。

○山内主査　　よろしいですか。そのほか、いかがでしょう。どうぞ長田委員。

○長田委員　　マイラインの現状でのユーザーは、法人と一般を分けて多分考えなければいけないところはあるのかと思うのですが、一般家庭のことを考えると、マイラインが導入されたときは非常に激しくお誘いがあり、どこかを選んだだろうというのは記憶にはあるけれども、現在どこを選んでいるのかをみんながぱっと答えられる状況なのかなというのはあります。なので、ご提案の中に「みなし」みたいなことも出ていますけれども、それはなかなか難しいところがあるのかなと、現状としては。

いずれにしろ、最終的にＩＰに移行していく段階で同じような形の競争が起きて、料金の引き下げにつながるようなものがきちんと見えていて、それでマイラインをどうするのかという話は絶対必要だろうと思っていて、今残っている契約をどこまでユーザーが意識しているのかも含めて、その現状はちゃんと見たほうがいいと思っています。

○山内主査　　ありがとうございます。どうぞ。

○大谷委員　　ありがとうございます。事務局でご用意いただいた資料を拝見して、とても丁寧に各ステークホルダーの意見を拾っていただいておりますし、過去のマイライン機能等が果たした役割などについても評価するというところからスタートしているのは、とても丁寧な議論でいいかと思っております。どうしても終わっていくサービスとか、過渡期のサービスなどで、終わっていくものには手をかけられないといった議論になりがちなところを丁寧に拾っていくというのは、大事なことだと思っております。

私個人の意見を申し上げますと、基本的に公正競争環境というのはかなり人工的にというか、人為的につくり上げているものなので、サービス、設備のどの部分でも過渡期であっても公正競争環境を維持していくというのは、まず原則として必要だと考えるべきだと思っておりますし、そのために一定の負荷とかコストがかかることはやむを得ない選択だと思っています。一定の利用者が現存しているマイラインサービスについても同様だと思っています。

ただ、それだけで判断もつかないことですので、一定の事情があって、その原則に従うことができない理由があるのかどうかということを見きわめていかなければいけないと思っております。それは３つほどあるのかなと思っていまして、１つは資料でまとめていただいた１１ページのところです。実際の開発に要するコストについて、及び実際に利用されている利用者の数に比して、①の開発はコストが大き過ぎるようであれば、それを考えなければいけないので、これらのコストはどの程度考えるべきなのかといったことについて、データが必要であると思っております。

先ほどからご意見が相次いでいますけれども、光ＩＰ網への円滑なマイグレーションそのものを阻害するおそれはないのかといったことも一つの配慮事項になると思います。

そして、３点目ですけれども、距離に関係ない料金体系というのがこれから考えられていくわけですが、そうしますとマイライン機能を維持した場合に、結果的に利用者保護につながらない可能性もあるのかなと思っておりまして、今後考えられる料金体系とマイラインを持った場合の価格設定が相互に比較できるようなデータを整備して、それに基づいて判断していくことが必要なのではないかと考えております。

以上です。

○山内主査　　どうもありがとうございます。ほかの委員の方、ご意見いかがですか。

実は今日ここで全て結論を出すということではないかなと思っていまして、今日はと

にかく皆さんのご意見を伺って、それにさらに必要な情報等を加えながら、我々としての意見をまとめていきたいと思っています。どうぞ池田委員。

○池田委員　　ほかの委員の方がご指摘されていた点に加えてですけれども、メタルＩＰ電話の卸サービスとか、代替サービスとしてＮＴＴさんが提案されている条件が具体的にどういうものであるかがもう少し明らかにならないと、検討できないのではないかと思っております。

　また、スライドの１９ページ、メタルＩＰ電話の卸サービスの料金について、それが相対のような取引で提供されることになりますと、競争業者の競争力をＮＴＴがコントロールできる状態になるのではないかと思いますので、総務省による監視ということで、届出や認可などのルールづくりは必要ではないかと考えております。

○山内主査　　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○内田委員　　ほかの委員の方のおっしゃっていることの繰り返しになってしまうのかもしれませんけれども、マイラインに関して申し上げれば、正直なことを言うと、マイラインが欲しいのではなくて、タッチポイントを失いたくないとか、既存の顧客を失いたくないとか、そっちが本当の目的であって、それができれば別にマイラインでなくてもいいというのが本当のところなんじゃないかとちょっと考えていまして、そうすると競争環境を確保するといった制度的な問題を、少し時代の流れに逆行するような技術の問題に置きかえてしまっているということは、あまり合理的ではないように個人的には思います。

　なので、マイライン以外の可能性、そういった手段によって競争環境を確保するといった、マイラインだけに閉じて考えるのではなくて、トータルでいろいろな施策とか機能、技術を盛り込んで、競争環境を維持するといった考え方があってもいいのかと思います。この後、番号ポータビリティの話が出てくるかと思うんですけれども、例えばそういったことも踏まえて、トータルで考えるということをしていただきたいと思いました。

○山内主査　　ありがとうございます。どうぞ三友委員。

○三友委員　　基本的に今のご意見に私も賛同しておりまして、再び資料１７－１の３ページの図に戻りますけれども、この機能が必要なのは音声のところだけです。今、ネットワークで提供されているのは、電話（通話）のサービスだけではなくて、データの部分ですね。そこのところを無視して、音声だけに限られているサービスにどこまで注視

するかというところが非常に問題になってくると思うんです。実際に電話だけしか使わない方が相当数いらっしゃるのはわかっていますけれども、例えばそういう家庭においてのみ、限定的にこういうサービスを提供することもありうるわけです。

また、データを伴うような場合にはＡＤＳＬの提供の問題があります。ＡＤＳＬの事業者はまだいらっしゃいますけれども、ＡＤＳＬを促進するというのは時代からしてもかなり後ろ向きの議論のような気がします。方向としては光のほうにシフトすべきだと思いますので、もしこのメタルＩＰ電話サービスというものを提供するのであれば、どういう状況において提供するのかということも条件として考えていく必要があって、ただやみくもにこれを全部適用しますという状況にはならないのではないかと思います。

○山内主査　　なるほど。それでは、関口委員。

○関口委員　　随分議論が進んでいるので、言うことは限定されているんですけれども、資料２３、２４のところに料金設定権並びに固定発・携帯着の料金の状況が示されていまして、固定の中に閉じた議論でいうと、マイラインというのは古いだろうという議論は一方では成り立つかもしれないんですが、固定発・携帯着でいうと、実は安東調査官が前に料金サービス課に補佐でいらっしゃったときに、この議論は一度、随分表に出していて、このときに携帯側の料金設定権をお持ちの方たちに少し競争的な料金にしていただきたいというお願いをしたところ、ドコモさんだけがお下げになった。

ところが、ＫＤＤＩさん、ソフトバンクさんは全く知らんぷりされてしまったという状況の中で、中継事業者を介在することによって少し値段が下がり、３社同等の料金の位置をづけしていく。ここは中継事業者さんたちが今でもちゃんと明示的に頑張っていらっしゃるはずなんです。

ですから、６割減という契約者数、これはもしかしたら通話料収入でいったら、もっと激減している姿が見えているかもしれませんが、固定内に閉じた議論ということだけではなくて、固定発・携帯着の分野でも、もちろん中継事業者さんの存在が光っているということは着目してみてよろしいかと思います。

○山内主査　　ありがとうございます。井手委員。

○井手委員　　資料１７－１の３ページ、先ほどから出ておりますけれども、方向性としてＰＳＴＮの時代に具備されている機能を光ＩＰ電話のときにも具備すべきかどうかという、そこのきちんとした議論というのは、まず本当に具備すべきなのかどうかというところを合意形成しないといけないと思う。その途中の過程で、メタルＩＰでいろんな

代替案が出てきますけれども、冒頭に三友先生が言われたように、最終形というのは光ＩＰですから、そこに至る過程でいろんな開発あるいは設備投資等々をやれば、それが将来的には負の遺産みたいな形になるわけで、最終形で中継選択機能、マイライン等々を具備すべきかどうかというとろをはっきりとさせて議論を進めるべきだろうと思います。

○山内主査　　ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。どうぞ池田委員。

○池田委員　　技術的なところでちょっとわかっていないのですが、今、井手先生が指摘された資料１７－１のスライド３ですが、今後、光ＩＰ電話におけるＮＧＮ優先パケット識別機能のアンバンドルが進むだろうということと、中継選択サービスで提供されるものというのは違うのか同じなのか。ユーザーから見て事業者が選べるようになるという意味では似ているような気もするのですが、ここは同じものですか、それとも、違うものですか。

○藤野料金サービス課長　　光ＩＰ電話でも中継事業者が存在し得るんじゃないかという話ですけれども、これを中継選択、要するに００ＸＹをつけることで選択する仕組みにする考え方もあるとは思います。一方で、この中継事業者が、自分の番号として０ＡＢ－Ｊの番号を持つということもあり得ると思います。仮にそうした場合には、その次には番号ポータビリティの問題ではないかと思うんです。

　ですので、番号ポータビリティでやれるから、マイラインは要らなくなるという考え方もあるかもしれないし、００ＸＹのやり方で従来どおりやる、００ＸＹをやるとマイラインの話にどうしてもいく可能性がある気もしますけれども、やっぱりマイラインもやるべきだという議論になるかもしれないし、そこを見きわめようということかなという感じがします。

○山内主査　　よろしいでしょうか。ほかにこの件についてご意見ありますか。どうもありがとうございました。事務局、何か。

○安東事業政策課調査官　　今ご指摘縷々ございましたけれども、資料１７－１の３ページ目のところが議論の土台になっているというふうに認識をいたしました。メタルＩＰ電話サービス形態から光ＩＰ電話に移るというところがマイグレーションの一つの大きな流れでございますが、そのあるべき姿を見きわめて、その上でメタルＩＰ電話なるもののメタル体制がどこまであるのかという点を見ていかなきゃいけないというところに関しまして、幾つか具体的なご指摘をいただいておりますので、その点、少し整理をさ

せていただきたいと思っております。

○関口委員　　すみません、一言だけ。この３のところは、真ん中は両方の要素を持っているみたいな、中途半端な存在なんですが、実は一番右の形態、下の白抜きの箱の２行目のところからあるように、フレッツ光契約を前提としてというのは現状の大前提ですよね。ですから、料金面で、真ん中までは固定の基本料の世界で電話が使えるんだけれども、右に入ったときには、料金面ではフルサービスの料金体系に入らざるを得ないというところが大きな一つのハードルだということは、意識合わせをしておいたほうがよろしいかと思います。

以上です。

○山内主査　　それについて事務局。

○安東事業政策課調査官　　この点に関しましては、後ほどご紹介させていただきます光ファイバ接続料の低廉化という状況も踏まえながら、トータルコストがどのように下がっていくのかという点も、ユーザー料金の設定に関して影響するものと考えております。

○山内主査　　ありがとうございます。さっき事務局のほうからまとめていただいた、まさに３ページの光ＩＰ電話のサービス提供形態を見据えた上でというところですね。これが基本だということと、それから委員の方、触れていましたけれども、そのためにはいろんな情報、コストとか代替サービス内容、想定される競争環境、そういうことについて情報がもう少しあったほうがいいんじゃないかということがありましたので、先ほどおっしゃったように、そういった部分を見据えた上で作業を進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に移りたいと思いますが、次は番号ポータビリティの扱いであります。これは資料１７－３です。これについてもご説明をお願いしたいと思います。

○安東事業政策課調査官　　それでは、資料１７－３の１ページをご覧ください。番号ポータビリティに関しましても、ＮＴＴの考え方からご紹介を始めます。

４月のヒアリングにおきまして、ＮＴＴからは、利用者の利便性の向上の観点から、モバイルと同様に、双方向の番号ポータビリティに見直すべきという主張が出てございます。

続きまして、２ページ目でございます。現状の固定電話の番号ポータビリティでございます。２００１年３月以降、ＮＴＴ東日本・西日本の「加入電話」「ＩＳＤＮ電話」の新規契約時に発番された電話番号について、番号ポータビリティが実現しております。

下の図で申しますと、左の下の四角で、新規契約をして番号を得たユーザーに関しましては、左上、右上、右下それぞれの事業者のサービスに移行した場合においても、番号を持ち運べるということでございます。他方で、残りの左上、右上、右下で契約をして発番を受けたユーザーに関しては、事業者を変更した場合に番号を持ち運ぶことができないという点で、現在の番号ポータビリティに関しましては片方向型となっているところでございます。

３ページ目をご覧ください。番号ポータビリティに関する導入経緯でございます。１９９７年から１９９８年まで「番号ポータビリティの実現方法に関する研究会」と「費用負担に関する研究会」がそれぞれ開催され、番号ポータビリティの実現方策について検討が行われております。この中で実現方式に関する研究会で提言された「最適回線再設定方式」、こちらは双方向番号ポータビリティの体系でございますが、具体的には移転元の事業者が移転先を示す情報を移転先から取得し、移転元で回線をつなぐというサービスでございます。

これをフルスペックで実現するには８６０億円程度が必要という見込みが示されましたので、費用削減策について、費用負担に関する研究会で検討した結果、「双方向の移転」を最終系にしながら、「片方向の移転」を「第１段階方式」というふうに整理をして、２００１年３月に片方向の番号ポータビリティを開始したところでございます。

４ページ目をご覧ください。現在の０ＡＢ－Ｊ番号の使用状況について、過去５年分をグラフで整理しております。下から上に進んでおりますが、全体としては２０１５年３月末で６，４５１万番号まで順次減少を続けておりますが、この内訳の中にピンク色で１，６４７とございます。これはＮＴＴ東日本・西日本のＩＰ電話の番号数です。これと一番右の青い４７８と書いている他社競争事業者の番号は、全体の縮小とは別に拡大傾向にございます。

番号ポータビリティを実現可能な番号数という点で見ますと、６，４５１万番号のうち５，５７２万番号が対象となります。他方で、番号ポータビリティが実現しない番号、他の事業者に新規契約して発番を受けた番号に移管しまして、またＮＴＴのＩＰ網で契約をして発番を受けたものに関しましては、２０１５年３月末時点で８７９万番号ございます。

５ページ目をご覧ください。この番号ポータビリティが実現している又はしていない番号数等の経年変化でございます。図１のほうで、ピンク色のものが番号ポータビリテ

ィが実現している番号数、過去５年間順次減少しております。これに対しまして実際に番号ポータビリティしたもの、ＮＴＴからポートアウトした、他の事業者にいったものを含めて考えますと、２０１５年３月末で１，４７８万件でございます。可能なものが５，５７２万番号、実際に番ポしたものが１，４７８万件でございます。そして、青いグラフにつきましては、番号ポータビリティが実現していない番号数でございますが、過去５年間純増でございます。これを比率で表しますと、番号ポータビリティが実現していない番号数は、２０１５年３月現在１３．６％でございます。

続きまして、６ページでございます。番号ポータビリティを利用する事業者がＮＴＴ東西に支払う接続料としての一般番号ポータビリティ実現機能がございます。こちらは５年間を見ておりますと、順次上昇傾向にあるというグラフでございます。

７ページ目をご覧ください。次に、番号ポータビリティが実際に実現可能な地理的範囲という意味で、ロケーションポータビリティの現状をご紹介させていただきます。ロケーションポータビリティとは、引っ越しのときに利用者が転居しても、引き続き現在の電話番号を利用できるという仕組みでございます。現在のＰＳＴＮにおきましては、収容局単位でメタル電話を管理しているため、収容局の範囲内であれば番号を持ち運べるという状況でございますが、その収容局の範囲を超えれば番号を変えなければいけないという現状がございます。

８ページ目でございます。「ＰＳＴＮマイグレーションに係る意識合わせの場」における番号ポータビリティの検討状況をご説明いたします。２０１０年１１月にＮＴＴ東日本・西日本が公表したマイグレーションに係る概括的展望を受けまして、事業者間のＩＰ網同士の直接接続を円滑かつ効率的に進めるために必要となる技術面・運用面を中心とした条件を事業者間で意識合わせることを目的として、２０１１年６月から開催されている議論の場でございます。この中で番号ポータビリティの方式などについて、縷々議論が進められております。

その結果、番号ポータビリティに関して転送方式、またデータベース方式を含めた方式を基本方式、オプション方式１、２という形で整理をして、この整理をもとに、一番最後のポツでございますが、情報通信技術委員会（ＴＴＣ）に標準化を要望し、昨年１０月に国内標準化がなされているところでございます。

９ページ目でございます。このような状況を踏まえまして、検討の視点といたしまして以下の５点を整理させていただきました。１つ目は、先ほどのマイラインと同様でご

ざいますが、番号ポータビリティ機能が果たしてきた競争政策上の役割。２点目は、現在の番号ポータビリティ機能の現状。３点目は、ＩＰ網に移行した後の競争政策上の役割。４点目は利用者への影響。５点目は、独立した論点でございますけれども、ロケーションポータビリティの扱いでございます。

１０ページをご覧ください。１点目の現在の競争政策上の役割でございます。四角の２ポツ目にございますが、利用者にとってみればＮＴＴ東西以外の競争事業者が提供するサービスの選択が行いやすくなるという点で、「事業者選択可能性の確保」という役割がございます。また、事業者にとってみれば競争環境が整うという意味で、「競争基盤の提供」がなされたという点が，番号ポータビリティの競争政策上の役割と認められるのではないかと考えております。

１１ページをご覧ください。番号ポータビリティ機能の現状でございますが、こちらは先ほど前段でご紹介したデータの再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

１２ページ目でございます。視点の３番、移行後のＩＰ網における番号ポータビリティの役割でございます。

まず、１ポツ目でございますが、２０１１年１２月の情報通信審議会の答申におきましては、「ＮＴＴ東西と競争事業者」「競争事業者相互」の番号ポータビリティの実現が求められると整理されております。その後、ＮＴＴが昨年１１月に発表した構想においては、改めて移行後のＩＰ網において双方向番号ポータビリティの実現を求めていくこと、また先ほどご紹介した情報通信技術委員会（ＴＴＣ）において国内標準化が実現していること、このような状況がその後生まれてきておりますが、番号ポータビリティが果たす利用者の事業者選択可能性の確保や競争基盤提供の観点から、この点をどう評価するかということを１点目に挙げさせていただいております。

２点目におきましては、２０２５年に加入者交換機が維持限界を迎えるということでございますが、この交換機に番号ポータビリティ機能が実装されております。そのため、少なくともメタルＩＰ電話に移行する電話サービスに対し、ＩＰベースの片方向ポータビリティは実現する必要がございます。具体的に開発・実装を行っていくことになります。この点、事業者にかかる追加コスト、また公正競争環境整備の観点から、この開発のタイミングと双方向番号ポータビリティの実現との関係についてどう考えるかとしております。また、事業者によっては、負担能力が必ずしも高くない中小事業者がいると

想定される中、この点についてどう考えるのかという点を２点目に挙げさせていただいています。

１３ページ目に関しましては、視点③の事業者からの主な意見でございます。１ポツ目、ＮＴＴからは、各事業者は自らＩＰ網を構築している。トータルで０ＡＢ－ＪのＩＰ電話のサービスを提供している形態へ大きくシフトしている。ＩＰ電話時代における「お客様利便」と「公正競争」の観点から、双方向型に見直すことは必須条件としております。

その他方で、２ポツ目のエネルギア、楽天コムにおいては、ＩＰ網への移行の実施に双方向番ポは必須ではないという意見がございます。

３点目のＫＤＤＩにおいては、利用者利便の向上からは双方向番ポは望ましいが、必要なコスト・経済合理性を勘案し検討が必要と。また、固定通信市場でのＮＴＴ東西の市場支配力を高めるおそれも考慮が必要という意見がございます。

ソフトバンクからは、双方向番ポは、全ての事業者の準備が整った上で行うべきという意見がございます。

１４ページをご覧ください。現在の番号ポータビリティの仕組みとＩＰ網への移行後における仕組みを簡単に紹介している図でございます。現在の番号ポータビリティは、リダイレクション方式という方式がとられておりまして、発信呼が発信事業者から出た場合に、番号をもともと持っている番号取得事業者の交換機に制御信号がいって、番号ポータビリティデータベースに照会をかけ、新しい番号をそこで取得した上で発信事業者の交換機に戻ってきて、音声発信呼を着信事業者の交換機のほうへ誘導していくということで、番号取得元事業者の交換機、番号ポータビリティデータベースを活用するやり方になってございます。

ＩＰ網への移行後につきましては、３社は同じですけれども、番号移転元につきましては、交換機が全てＳＩＰサーバーに変わりますが、データの取得という点でいうと、移転元の真ん中の四角においてはＳＩＰサーバーの連携ではなく、携帯と同じＥＮＵＭ方式と呼ばれる方式に基づきまして、番号ポータビリティデータベースに移転先の情報を求めにいって、その情報を取得した結果、発信事業者と着信事業者のＳＩＰサーバーが連携し、音声呼を着信させるという仕組みでございまして、基本的には発信、着信の間でのやりとりが主なものとなってまいりまして、真ん中の番号データベースに関しては関係情報をとりにいくだけという構成になってございます。

１５ページにおきましては、番号ポータビリティ、ＩＰ網移行後の在り方といたしまして、先ほどご紹介しました事業者間の意識合わせの場で、双方向番ポ実現するための技術的要件について整理をしてございます。発信呼をどのように転送していくかという意味でのルーチング方式、またユーザーのデータベースをだれが持つかという意味でのデータベース方式について、それぞれ整理をしたものでございます。

基本方式とオプション方式それぞれ事業者の実情に合わせまして、オプション方式１、２まで整理をしておりますが、基本方式につきましては、転送方式は発側データ参照方式として、発信事業者のネットワークがもともとの番号取得元のネットワークに転送先のデータを参照しにいく。その結果、発側のネットワークが移転先のネットワークへ直接呼を送り届けるという意味で、１５ページの右上の図のように、①③④の流れをつくる発側データベース参照方式をとっております。また、データベース方式につきましては、各社共通で持つのではなくて、各社が個別にデータを持って、それをお互いが参照し合うという方式を基本方式としているところでございます。

このような整理を受けまして、１６ページ目でございますが、「意識合わせの場」からの要望を受けて、ＴＴＣが国内標準化の要望を行っているところでございます。その結果、１６ページの国内標準仕様（ＪＪ－９０．３１）という形で国内標準化がなされてございます。

１７ページをご覧ください。このような事実を踏まえまして、視点１つ目でございますが、固定電話の番号ポータビリティ利用者への影響といたしまして、１ポツ目、ＩＰ網移行後は、現在ＰＳＴＮにおいて番ポ機能を実装している加入者交換機が存在しなくなる。この結果、ＰＳＴＮからＩＰ網への移行のタイミングにおいて、少なくとも現在ＰＳＴＮに実装されている片方向番号ポータビリティを実現する機能が実装される必要があるとしております。

２ポツ目で、今後、０ＡＢ－ＪＩＰ電話の利用の増加が見込まれますが、０ＡＢ－ＪＩＰ電話につきましては、先ほどご紹介いたしましたとおり、番号ポータビリティの利用ができません。こうした点につきまして、利用者利便の観点からどのように評価すべきかとしております。

３ポツ目につきましては、このような使用している電話番号によって番号ポータビリティの利用の可否が変わるという現状に対しまして、双方向番号ポータビリティの導入は、利用者利便の観点から有効な策となると考えられるかとしております。また、仮に

双方向番号ポータビリティを導入する場合、片方向番ポと異なる新たなコスト負担等が生じると考えられますが、片方向と双方向のコスト差分と利用者メリットとの関係を検討する必要があるのではないかとしているところでございます。

主な意見につきましては、ＴＯＨＫｎｅｔさんが、利用者利便向上の観点から、双方向番ポを実現していくとしております。ＱＴＮｅｔ におかれましては、双方向番号ポータビリティの実現は好ましいものの、必要なコスト・経済合理性を勘案した実現要否の検討が必要としております。ケイオプティコムにおいては、利用者が混乱を来すことがないよう、双方向番ポの実現に当たり、ＩＰ網への移行完了後に一斉に実施する必要があるとしているところでございます。

１８ページをご覧ください。移行後のＩＰ網におけるロケーションポータビリティの扱いという点をご紹介させていただきます。先ほどご紹介しましたとおり、現在のロケーションポータビリティは同一収容局エリア内に限られております。このため、ロケーションポータビリティの拡大が、ＩＰ網の移行に当たって課題となってございます。２０１１年１２月の情報推進審議会答申におきましては、例えば番号区画単位まで広げるなど、ロケーションポータビリティの拡大が求められると整理をしておりますが、その後、状況変化があるかという点で挙げさせていただいております。

主な意見でございますが、ＫＤＤＩから、移行後のＩＰ網においては範囲を番号区画に拡大すべきという意見がございます。同様に範囲を広げるべきというご意見を、楽天コム、ソフトバンクからいただいております。これに対しましてＮＴＴから、ロケーションポータビリティについても、現在、事業者間意識合わせの場で議論されていると。まずは事業者間意識合わせの場に委ねていただきたいというご意見が出ております。

１９ページでございますが、先ほどからロケーションポータビリティの範囲が広がるというお話をしておりますが、現在の範囲は左側のイメージ図でございまして、収容局単位の中での番号持ち運びが可能になっている。これが今後、ＩＰ網に移行する中で、より広い範囲を統括するＳＩＰサーバーの対応がメーンになってまいりますので、その場合、交換機の範囲の収容局に閉じる技術的な制約はなくなるということでございます。

２０ページ目でございます。ロケーションポータビリティを行う場合に、１つ実務上の課題といたしましては、電話番号の提供エリアが事業者間で異なる場合に、結果として番号ポータビリティを利用できない利用者が出てくる可能性があるという点でございます。

イメージ図でございますが、ＮＴＴの収容局エリアを緑でかいております。橙色を他社の提供エリアとした場合に、引っ越しという意味では、矢印が右側に２つ出ておりますが、斜め下に下りる矢印については、他社へ事業者転換を行った場合でも、ＮＴＴの収容エリア内なので番号ポータビリティができます。他方で、斜め上に上がる緑の矢印については、ＮＴＴユーザーからＡ社のユーザーにかわった場合でも、Ａ社の番号提供エリアにおいては同じ提供エリアですけれども、ＮＴＴの収容局エリアを超えている場合は、番号ポータビリティができないという点で、現在、運用でこの差分を解消しているという状況でございます。これが双方向番号を含めて議論した場合に、さらに運用の調整が必要になってくるという点がございます。

以上、簡単ではございますが、番号ポータビリティについて一連のご説明をさせていただきました。

○山内主査　　どうもありがとうございました。２つ目は番号ポータビリティでございますけれども、今ご説明がありましたように、２０００年代に入ってからポータビリティが盛んになったということであります。これを今後どうするかということですが、何かご意見ございますでしょうか。

○安東事業政策課調査官　　失礼します。事務局から１点、補足でございますが、番号ポータビリティに関しましては、先ほどマイラインでもございましたとおり、光ＩＰ電話の先行きとの関係でも認識をしておく部分がございます。

光ＩＰ電話では今のところ事業者変更を行ったときに番号ポータビリティはできません。その点で全体でご紹介をいたしました、今後ＮＧＮの優先パケット識別機能などのアンバンドルが進んでまいります。フレッツ光の契約を前提としながらではございますけれども、各事業者が単独の電話サービスを提供する場合に、どういうふうに番号ポータビリティとの兼ね合いを考えて競争条件を考えていけばいいのかという点がございます。今回、資料を２つ分けてございますけれども、この点で光ＩＰ電話の世界での合わせ持った考え方というところも広がってくるのではないかと考えております。

○山内主査　　ありがとうございます。さっきの資料１７－１の３ページ目にあったような最終系はどうなるかということは、ここにも関係してくると思います。どうぞ三友委員。

○三友委員　　番号ポータビリティそのものが消費者にどれぐらい価値があるかということを、まず最初に考えておかなければならないと思います。そのことを前提として、今、

事務局からご説明いただいたように、最終型では光ＩＰ電話の中での番号という概念になってくると思うんですけれども、この議論の中で中間的な形態であるメタルＩＰ電話という形態が出てきて、そのサービスの提供に伴って、従来型のメタル電話で行われていた、まさにマイラインとか直収電話とかＡＤＳＬ、プロトコルサービスが分離されているとか、そういう市場の状況を引きずった形でのＩＰ化というのが議論されているわけです。

光ＩＰ電話の中での番号ポータビリティの議論と、競争環境をつくる上でこういういろいろな条件がついている中でのＩＰ化における番号ポータビリティの導入とは、ちょっと意味が違うように思うんです。ですので、どのタイミングで番号ポータビリティを導入するかによって、競争環境に与える影響というのはかなり大きくなるように思います。

例えばメタルＩＰをやるときに、今までの従来型の競争環境を維持するためのさまざまな仕組みを継承しないとなると、これは競争事業者にとって非常に痛手になるわけで、なおかつＮＴＴ側に向くポータビリティがオープンになるということで、ＮＴＴのほうにどっと顧客が流れる可能性も出てきます。

それは一つの例でありますけれども、逆のことも起こり得るかもしれない。そういうことも踏まえると、タイミングの問題は重要で、ただ単にＩＰ網への移行という表現だけじゃなくて、もし中間的な技術を入れるとすれば、どのタイミングでこれを導入したらいいかということも非常に重要な議論になってきます。

○山内主査　　事務局お願いします。

○安東事業政策課調査官　　資料の１５ページでございますけれども、今、ＮＴＴが片方向番ポでデータベースを構築し、またネットワークを移転先ネットワークにつないでいくというシステムを回しておりますけれども、双方向になりますと、例えば各社自分でデーベースを置くという個別のデータベース方式でいうと、各社がそれぞれ自分の顧客のデータベース、さらには自分のユーザーがどこかに移転した場合の移転した事実をデータベースに入れていく必要がございます。また、各社ともに番号ポータビリティを実現していくことになりますので、自分のユーザーが呼を発信した場合に、このユーザーをちゃんと番ポさせて、新しい場所に送っていくという転送の機能を開発していかなきゃいけないということがございます。その２点において、これまでと違って追加コストが発生するということでございます。

また、市場支配力に関しましては、ここは必ずしも書いてある内容全てを正しく理解しているかどうかという点はございますけれども、例えば双方向になった場合に、ＮＴＴから競争事業者に番ポしたユーザーがまたＮＴＴに戻っていく、また他事業者のＩＰ電話で獲得したユーザーがＮＴＴに移行するということがもし想定されるのであれば、よりＮＴＴとしては広がって、市場支配力が高まるということを表現したいのかなというふうに理解をしていますけれども、正確なところはもう少し確認をしてみたいと思います。

○山内主査　　よろしいですか。

○井手委員　　１５ページの図でいくと、中小企業事業者がデータベースを持たなければいけないというのを回避するには、共通のデータベース方式というのがありますけれども、それをやれば中小の事業者はそんなに追加コストは必要ないという、かかるんでしょうけれども、小さくて済むという理解でよろしいんでしょうか。

○安東事業政策課調査官　　１５ページの左側の表の真ん中にオプション方式とございますが、これはまさに中小事業者の負担を若干緩めるという意味で、共通データベースにすれば各社が丸々用意する必要はなくなるという点と、あとはデータベースを保有する事業者とそのデータベースを利用する事業者の併用可能ということで、他社のデータベースを借りて双方向番号ポータビリティを実現するということもオプションとして整理をされているところでございます。他社のデータベースに自社のユーザーの情報を入れて、そのデータベースそのものを借りて利用するというやり方もオプションで併用されております。

その点でいうと、丸々全て用意するということよりも、コスト負担については若干下がると想定しておりますが、どれぐらいコストが下がるかというところは、情報をまだ持ち合わせていないところでございます。

○山内主査　　ありがとうございます。他に。どうぞ北委員。

○北委員

番号ポータビリティについてですが、光ＩＰ時代、資料１７－１の３ページの一番右側の状態を実現した場合、光コラボのユーザー、フレッツ光から競争事業者に転用したユーザーが、他の事業者の方がいいのでもう一度転用しようとするときに、電話番号も当然持っていきたいと思うでしょう。しかし、転用は今１回しかできなくて、２回目には番号がかわってしまうと記憶しています。以前の会合で、これどうするんですかとＮＴＴ

さんに質問したら、たしか検討しているというご回答でした。

優先パケット識別機能がアンバンドルされるというのは技術的にいま一つわかってないんですが、実際他の事業者に乗りかえようとしたときに、電話は置いていって、光ブロードバンドサービスだけを持っていく人は果たしているのか、電話サービスだけを変かえようとする人がいるのか。いるとなれば、番号が持ち運べないという条件は競争を阻害することになりますから、双方向の番号ポータビリティは具備すべきだと思うんです。しかし、果たしてそういう人ってどれくらいいるのかが想像できないですね。フレッツ光ないし光コラボのユーザーでも、固定電話は要らない、携帯電話だけあればいいという人が増えています。

それでもひかり電話をしっかり契約しているお客様もたくさんいる。そういう人たちは固定電話番号というものに対する信用力というんでしょうか、いろんな書類に書くときに、携帯電話番号ではなくて、固定電話番号を書く方が信頼されるみたいな文化って、まだ根強く残っていると思うんです。こういう人たちが電話番号をかえたくない。それが競争事業者に移るときにかわってしまうということはよろしくないと思います。

それと、番ポもそうですが、ＬＮＰについて海外でどんな議論がされていて、どんな状況になっているかを知りたいですね。いつも事務局に宿題ばかり出して申し訳ないですが、特に気になるのがＬＮＰの議論です。引っ越し先に番号を持っていきたいというニーズはすごく高いと思いますが、県単位がいいんじゃないかとか、番号区画単位がいいんじゃないかとか、いろいろありましたけれども、アメリカはかなり広い範囲で持ち運べるんじゃなかったかな。そこはうろ覚えなんですが。

今は、例えば着信が来たときに０８２が表示されたら広島からだなと分かるわけで、さらに０８２の幾つということで、あそこら辺かなと大体わかるわけですが、ＩＰ時代にそういうものを維持していくのかどうかという議論も必要かと思います。きっとほかの研究会で議論されていると思いますが、海外での議論がどうなっているのか、ぜひ事務局さんで集めていただきたいと思います。

○山内主査　　どうぞ事務局。

○安東事業政策課調査官　　簡単に現状を把握している点だけ紹介をさせていただきます。アメリカでの状況に関する問い合わせがございました。アメリカについては、現在、日本でいう収容局単位ではなくて、単一の料金区域のレートセンターという範囲で運営

サポート 領域 が可能になるということでございます。単一の料金区域でございますので、収容局よりははるかに広い単位でのロケーションポータビリティが実現しております。また、今後ロケーションポータビリティが可能な範囲は、拡大していく方向での議論がなされているところでございます。

アメリカについては、移動と固定は同じ番号体系を使っておりますので、そもそも固定、固定の番号ポータビリティに加えて、固定、移動、移動、移動というところまで番号ポータビリティが進んでおりますので、その点でもロケーションポータビリティの範囲が広がっていくことが必要になってくるということがございます。もう少し詳細は確認をさせていただきます。

○山内主査　　北委員、よろしいですか。もうちょっと調べていただくということで。ほかに。どうぞ。

○内田委員　　不勉強なので教えていただきたいんですけれども、今日でなくてもいいんですが、今ご説明いただいた資料の１４ページ目のところで、番号ポータビリティの仕組みの概念図がかかれているんですが、番ポＤＢと書いている黄色い箱が上と下と、ＰＳＴＮとＩＰ網への移行後とあるのはわかるんですけれども、下の移行後のほうで、発信事業者の箱と着信事業者の箱の両方に番ポＤＢというふうに書いているんですが、これの役割はわからないので教えてもらえますか。

○安東事業政策課調査官　　これは双方向番ポを前提とした図でございます。この意味では逆の矢印もあり得て、左と右隅の四角のＤＢに問い合わせて、別の着信のほうへいくケースもあるという意味でございます。

○内田委員　　ということは、片方向であれば、この右側の番ポＤＢは要らないということですか。

○安東事業政策課調査官　　はい。

○内田委員　　わかりました。

あともう１点、関連して質問なんですけれども、これはとんちんかんな質問で恥ずかしいんですけれども、先ほどのマイラインの資料の１１ページ目の一番左に書いてある①マイライン相当機能によるというこの技術と、先ほどの番ポの１４ページ目の図の下側に書いてある技術は、本質的にどの辺が違うんでしょうかというのを教えてもらいたいんですけど。

○安東事業政策課調査官　　マイラインのほうの１１ページの①の図、こちらではＳＩＰ

サーバーで呼を制御していくというところがメーンでございますけれども、番号ポータビリティの１４ページは、最終的にＳＩＰサーバーが発信、着信の構成をしますけれども、ここでは真ん中の移転元がＳＩＰサーバーにかんでいないということがポイントでございます。そこの移転元のもともとの情報を持っているところに関しては、番ポデータベースのみが反応するということでございまして、ここは三者の連携が必要になっているというネットワークの構成もちょっと違いますけれども、マイラインとはＳＩＰサーバを使うか使わないかという点で差がございます。

○内田委員　　あと、できることという意味ではどうなんでしょうか。実現の技術の使い方が違うというのは今大体わかったんですけれども、できることという意味では何が違うんですか。

○安東事業政策課調査官　　できることについては、最終的にマイライン相当機能につきましても、００ＸＹを付番して相手の事業者に飛ばしていく、ルーティングするということですので、その点でいうと最終的には同じことをしていますけれども、オペレーションシステムとＳＩＰサーバーの連携によってルーティングを決定するというマイライン相当機能の話と、データベースを参照することで相手先情報をとって、その後ＳＩＰサーバーで飛ばしていくという事情が違うというところが大きいと思いますし、あとマイライン相当機能に関しましては、ここでいうと、ある事業者の中で他の事業者に飛ばしていくという片方向の話でございまして、双方向の話にはなっていないという点が違っております。

○内田委員　　双方向のことを１回抜きにして、片方向に限定したときに、これは何が違うのかいまいちよくわからないんですけども。

○藤野料金サービス課長　　マイラインというのはＮＴＴの加入者が使うんです。なので、番号は変わってないんです。東京０３のいくつという番号が変わっていない人が、ＮＴＴでないほかの事業者のサービスを受けたいと思うときに、その番号の前に００ＸＹをつけるんです。その００ＸＹをかわりにつけてくれる機能がマイラインなんです。

　番号ポータビリティのほうは、事業者がかわったときにＮＴＴの加入者ではありませんとなるので、番号が変わるということをもともと想定したときの話なんです。なので、０３のいくつというのがまた違う番号になるのが嫌だという人が、もともとのＮＴＴさんなり、ほかの事業者さんの場合も本来あるはずなんですけれども。変わったときにそこも変わらないようにしようという機能です。

結論においては、結局もとの０ＡＢ－Ｊの番号がそのまま使えるようにするということは同じなんですけれども、もともとのＮＴＴの加入者のままでほかのを選ぶときのものか、それが変わるものかというのは、これまでは違ってやってきたということになります。

○内田委員　　わかりました。ありがとうございます。

○山内主査　　ほかにご質問ありますか。どうぞ。

○池田委員　　そもそもこの番号ポータビリティの議論で、ＰＳＴＮからＩＰ網に移行することにおいて、今どこが議論されているのかというのを明らかにしたいので質問させていただきたいのですが、資料１７－３のスライドの２に番号ポータビリティの現状ということで４つありますが、バツがついているところ全てをマルにしようという議論ではないということですよね。これからＰＳＴＮからＩＰ網に移行するのに、ＩＰ網からＰＳＴＮに戻る番号ポータビリティは要らないように思うので、そこは議論の対象ではないということ、つまりどこが議論すべきところなのか、この図で教えていただければと思います。

○安東事業政策課調査官　　機能としての双方向ポータビリティをやりますと、全てがマルになるということでございますが、それをどう実装するかというときに、先ほど来議論がございますとおり、光ＩＰ電話の市場においてどのような競争をしていくかという点が一つ大きな設定要因になると思っておりますので、例えば光ＩＰ電話同士の番ポという観点というのが今後の市場として大きいということであれば、そこに限定するということもあり得ますし、機能としてどの形もとり得るということでございますが、それをどう絞り込んでいくかというところは、また別の検討が可能かと思っております。

○池田委員　　わかりました。全て議論の対象にはなるけれども、今後の将来の競争状況において、コストがかかることでしょうから、どれぐらいコストをかけてやるべき価値があるのかというのを、それぞれごとに見ていくということになるのでしょうか。

○安東事業政策課調査官　　各社の負担もございますので、その点でいうと、どういうところに番号ポータビリティを充てていけばいいのか、どの部分を開発して、どの部分で実現するかという点は今後の議論の対象になると思っております。

○池田委員　　ありがとうございます。

○山内主査　　よろしいですか。

ほかにおありでしょうけれども、まだ議題がありますので、これでなければこの問題

はこれぐらいにして、番号ポータビリティについては、方向についても現状をもうちょっと理解したいというご意見がかなり強くて、先ほどいろんな調査の要望もありましたので、その辺を踏まえて、少し事務局のほうで進めていただければと思います。

それでは、事務局から、資料１７－４、平成２８年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定について、それから資料１７－５、ＮＧＮにおける優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能アンバンドルについてのご説明を願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○柳迫料金サービス課補佐　　資料１７－４と資料１７－５について説明させていただきます。まず、資料１７－４、平成２８年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定でございます。こちらにつきましては昨日の電気通信事業部会の答申を受けて認可したものです。

まず、１ページをお開きください。今回の接続料改定の経緯でございます。昨年秋の情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」で示された措置の中で、接続料の低廉化につきましては、左側の①で、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行、「コスト把握の精緻化」、この３つの取り組みによりまして、「『新たな需要創出を前提とした大胆な推計では２０１９年度には主端末回線接続料は２，０００円程度になる見込み』とＮＴＴ東日本・西日本が表明したように相当の接続料の低廉化が期待できる」と答申で書かれております。

これを踏まえまして今回の接続料の改定では、平成２８年度から平成３１年度までの４年間の需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いて接続料を算定し、平成３１年度（２０１９年度）のシェアドアクセス方式の主端末回線の接続料が、ＮＴＴ東日本で２，０３６円、ＮＴＴ西日本で２，０４４円となっております。

２ページをお開きいただきまして、今回の接続料の算定に用いた原価の予測でございます。先ほどの３つの取り組みに関して、１つ目の企業努力による更なる効率化・費用削減ということで、投資コストの削減と施設保全費等の削減を見込んでおります。

２つ目の償却方法の定額法への移行につきましては、今年の５月にＮＴＴ持株会社が平成２８年度から償却方法を定率法から定額法に移行するということを表明しましたので、それを踏まえた算定でございます。

３つ目の「コスト把握の精緻化」につきましては、シェアドアクセス方式の主端末回線部分と分岐端末回線部分のコストを精緻化した結果、コストが分岐端末回線部分のほ

うに寄ったというものでございます。

また、平成２６年度の接続に係る費用と収入の差額を調整額として平成２８年度の接続料原価に、平成２７年度の接続に係る費用と収入の差額、これは見込み値ですけれども、これを平成２９年度と平成３０年度に２分の１ずつ算入しております。平成２８年度以降の調整額につきましては現時点ではわかりませんので、今回はゼロという形で算定して、今後、乖離が出ましたら、接続料原価に加減していくことになります。

報酬額につきましては、今回、算定上は自己資本利益率が伸びておりますので、基本的には平成２６年度の実績値の８．１６が、平成２７年度以降も継続するものと仮定して自己資本費用を算出しております。

グラフを見ていただきますと、特徴的なところとしまして、ＮＴＴ東日本のグラフですと、青い色の部分が減価償却費です。平成２７年度は４３７億円になっていますけれども、平成２８年度は定額法への移行ということで１４５億円と大幅に減少しております。

あと、先ほどの「コスト把握の精緻化」に加えまして、後年度費用の軽減施策として、電柱、とう道、マンホール、こういったものの故障・修理の前倒しということもやりまして、将来発生する故障発生頻度の抑制ですとか、故障処理規模の縮小ということで、赤色の部分の施設保全費がだんだん小さくなっております

３ページをお開きいただきまして、これらをもとに算定した接続料の推移でございます。これを見ますと、実は平成２７年度に加入光ファイバの接続料が初めて上昇しております。これは景気等の影響により報酬額が増加したことが影響しております。平成 28 年度以降は、戸建て住宅向けに提供されるシェアドアクセス方式と集合住宅向けに提供されるシングルスター方式の双方とも接続料が低廉化しておりまして、平成 31 年度のシェアドアクセス方式の主端末回線の接続料が２，０００円程度となっております。

４ページをお開きいただきまして、シェアドアクセス方式に係る接続料につきましては、先ほどご説明した主端末回線の接続料が大宗を占めておりますが、これ以外にも分岐端末回線、光屋内配線加算額、回線管理運営費というもがございますので、これらをトータルで足し合わせた接続料が右の表でございます。主端末回線の接続料は収容数に関係なく一定ですが、分岐端末回線の接続料は収容数に応じて変動しますので、シェアドアクセス方式の接続料の合計額ですと、平成２８年度のＮＴＴ東日本の接続料で、収容数１の場合は３，３２３円となり、収容数が３になりますと１，５４０円と半減してお

ります。加入光ファイバの接続料の説明は以上でございます。

次に、資料１７－５をお開きください。。こちらは先ほど話題になりましたＮＧＮにおける優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドルについてでございます。こちらについても、アンバンドルのための第一種指定電気通信設備接続料規則の省令改正案を昨日の審議会に諮問させていただきました。

１ページをお開きいただきまして、こちらの図は設備階層ごとに、ＮＧＮにおける電話の接続機能と接続例を示したものでございます。現行のアンバンドルでは、電話の接続機能として、左下に書いていますＩＧＳ接続機能と言われるものと、真ん中の下に書いています中継局接続機能の２つがございます。

まず、ＩＧＳ接続機能につきましては、例えば上にある接続事業者のＩＰ網からＮＴＴ西日本のひかり電話ユーザーに発信する場合に、左側のＰＳＴＮのＩＧＳ交換機のところで接続しまして、右側の④と書いている変換装置（メディアゲートウェイ）のところでアナログ信号からＩＰ信号に変換され、そのまま中継ルータ、収容ルータを経由してＮＴＴ西日本のひかり電話のユーザーに着信いたします。

現行では、ＮＴＴ東日本・西日本のひかり電話同士以外はＩＰ－ＩＰ接続は実現しておりませんので、それ以外の電話とＮＴＴ東日本又は西日本のひかり電話との発着信につきましては、ＩＧＳ交換機を経由したＩＧＳ接続機能を利用することになります。ただし、今後２０２５年ぐらいを目途にＰＳＴＮの交換機が維持限界を迎えるということですので、それに伴って、このＩＧＳ接続機能からＩＰ－ＩＰ接続である中継局接続機能に移行していくことが想定されます。

現行のＮＧＮでＩＰ－ＩＰ接続をしているのはこの中継局接続機能でございまして、現在、ＮＴＴ東日本・西日本のひかり電話同士の発着信で使われております。具体的には、ＮＴＴ東日本のひかり電話ユーザーからＮＴＴ西日本のひかり電話ユーザーに発信するときは、非指定電気通信設備の県間伝送路を経由して大阪、愛知にあるＮＴＴ西日本のゲートウェイルータから中継ルータ、収容ルータを経由する形で着信するものでございます。

それぞれの接続料につきましては、ＩＧＳ接続機能は関門交換機の接続料に加えて、ＮＧＮの部分では②のＳＩＰサーバー、③の中継ルータ、県間伝送路、そして④の変換装置が接続料の中に含まれております。中継局接続機能につきましては、①、②、③ということでゲートウェイルータ、ＳＩＰサーバー、中継ルータ、県内伝送路が接続料に

入ってございます。

今回新しくアンバンドルする優先パケット識別機能と優先パケットルーティング伝送機能を使った接続事業者の電話の接続形態についてご説明しますと、右側の例えばＮＴＴ東日本網の中にいるユーザーが、この接続機能を使ったサービスのユーザーになる場合、電話を発信するときに収容ルータのところで、まず流れてきた優先パケットの利用者の契約条件などを識別（優先パケット識別機能）して転送可ということになりますと、県内伝送路の中継ルータを経由（優先パケットルーティング伝送機能）します。中継ルータからゲートウェイルータを経由する場合は、各県ごとの中継ルータを経由する場合と、上にあります集約ブロックごとの中継ルータを経由する場合がございまして、そしてゲートウェイルータ、ここでもポートごとのパケットの契約条件をチェックする機能、これは網改造でやっていますけど、この機能を経由して、ＶＮＥ事業者の網からＩＰ網に入っていくというものです。このＩＰ網のところが今回の優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能を利用する接続事業者のＩＰ網でございまして、ここから着信する相手側に接続してパケットが流れていくというものでございます。

ポイントとしては、このネットワーク形態を見ますと、ＮＧＮを足回り的なネットワークとして使い、接続事業者自身のＩＰ網を中継網のような形で使うというふうに見ることができますので、これはＮＧＮにおける一種の中継電話サービスというふうに捉えることもできようかと思います。

また、今回のアンバンドル機能を使った電話サービスのユーザーとして、フレッツ光のユーザーや、接続事業者自身が光コラボ事業者として転用で獲得したユーザーにサービスを提供する際には、番号ポータビリティが必要となってきますので、この点は今後の課題になろうかと思います。

２ページをお開きいただきまして、接続料規則の改正の目的としまして、ＮＴＴ東日本・西日本以外の電気通信事業者がＮＧＮ上で０ＡＢ－ＪＩＰ電話の安定品質要件を確保した独自のＩＰ電話サービスの提供が可能となるように、この２つの機能をアンバンドルするものでございます。今回この２つのアンバンドル機能を省令に新たに追加させていただくものでございます。

３ページをお開きいただきまして、現行のＮＧＮ上で提供される０ＡＢ－ＪＩＰ電話の概要でございます。今のところ品質で遅延をしないとか、サービスも独自性を有するといった要件を満たした０ＡＢ－ＪＩＰ電話というのは、ＮＴＴ東日本・西日本が提供

するひかり電話しかないという状況でございます。ですから、今回、ＮＧＮ上で優先パケット識別機能と優先パケットルーティング伝送機能を利用した電話サービスが登場することによりまして、安定品質と独自性を備えて、自社グループ間の通話無料のサービスなども期待されるところでございます。

ＮＧＮ上で今回のアンバンドル機能を使って０ＡＢ－ＪＩＰ電話サービスを提供するイメージとしては、例えばフレッツ光のサービスにおいて、接続事業者がＩＳＰを提供する場合にフレッツ光のユーザーに対して０ＡＢ－ＪＩＰ電話サービスを提供することが想定されます。また、光コラボ事業者が接続事業者となった場合は、まさに転用する場合、転用のときにはもともとのフレッツ光のひかり電話のユーザーを獲得する場合と、光コラボ事業者が新規にユーザーを獲得した際に、ひかり電話の再販ではなくて、独自の０ＡＢ－ＪＩＰ電話サービスを提供することも可能になるものでございます。

４ページ目をお開きいただきまして、こちらは実は今回のアンバンドル機能の詳細をまとめたものでございます。アンバンドル機能の１つ目の優先パケット識別機能というのは、収容ルータの一部の機能、高速制御部と言われるものの一部を使ってパケットのヘッダー及び量を見まして、契約者ごとの利用条件をチェックして、優先パケットの転送可否を決定する機能でございます。

そこで決定された機能が、その後、優先パケットルーティング伝送機能を使って、伝送路と中継ルータの部分で、ベストエフォートクラスのパケットよりも優先して転送するものでございます。

そして最後に、ゲートウェイルータということで、こちらは網改造でやるものですけれども、もともとゲートウェイルータには優先パケットの識別機能がございませんでしたので、今回は接続事業者向けに開発して、優先パケットを受信した後にポートごとの利用条件に照らして、優先パケットの転送可否を決定するものでございます。

５ページは接続料の算定方法ということで、優先パケット識別機能につきましては収容ルータの機能に係るコストを特定して、接続料の合計としまして、予測契約数の比率で接続料を算定するものでございます。

優先パケットルーティング伝送機能につきましても、この機能に係る中継ルータ及び伝送路のコストを特定して、接続料の合計としまして、予測通信量の比率で接続料を算定するものでございます。

６ページをお開きいただきまして、今後のスケジュールとして、本日からパブリック

コメントを実施しており、２回のパブリックコメントを経て、１１月上旬に接続委員会、その後、電気通信事業部会でご審議いただき答申をいただく予定でございます。その後、接続約款の改正を経て、来年度から今回のアンバンドル機能が利用できるようになるという予定でございます。

説明は以上でございます。

○山内主査　　どうもありがとうございました。ちょっと時間が過ぎておりますけれども、何かご質問があったら。今のご説明はあくまでも情報共有を目的としておりますので、ここで審議するという話ではございません。何かございますか。それでは、何かあれば、また個別にご確認をいただければと思います。

それでは、時間が過ぎておりますので、本日の議題はこれにて終了させていただきますけれども、先ほどありましたように、通話市場の競争と番号ポータビリティについていろんなご意見をいただいて、ご説明資料にもあったんですけれども、今後、ＩＰ網移行後のポータビリティのあり方、これは時間が重要だというご意見があります。その議論を進めていく上でコストとか利用者メリットとか、そういった情報が必要になることがございますので、そうした情報について、今後ＮＴＴやその他の関係事業者の方から情報提供いただきたいと思っておりますので、私のほうからご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後に、事務局から次回の日程等についてご説明があれば、お願いいたします。

○宮野事業政策課補佐　　次回委員会の日程につきましては、８月３１日の水曜日１６時（午後４時）からを予定しております。詳細については別途また連絡させていただきます。

以上でございます。

○山内主査　　ありがとうございます。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。どうもご協力いただきましてありがとうございました。

以上